

写

3 1 東村山市監査告示第 8 号

監査結果に対する措置の公表について

平成 3 0 年度財政援助団体監査の結果報告に対して講じた措置として、令和元年 6 月 1 4 日付（3 1 東経行発第 7 号）で、東村山市長から別紙のとおり通知がありましたので、地方自治法第 1 9 9 条第 1 2 項の規定により公表いたします。

令和元年 6 月 1 8 日

東村山市監査委員	赤	木	盛	一
東村山市監査委員	飯	田	武	夫
東村山市監査委員	伊	藤	真	一

写

31東経行発第7号
令和元年6月14日

東村山市監査委員 赤木盛一様
東村山市監査委員 飯田武夫様
東村山市監査委員 伊藤真一様

東村山市長 渡部 尚

平成30年度財政援助団体監査の結果に基づき講じた措置（通知）

平成31年3月1日付30東監発第52号により報告のありました件について、下記のとおり措置を講じましたので、地方自治法第199条第12項の規定により通知します。

記

- 1 措置内容
別紙のとおり

以上

年 度	監査の種別
平成 30 年度	<input type="checkbox"/> 定期監査（第 回） <input checked="" type="checkbox"/> 財政援助団体等監査 <input type="checkbox"/> 指定管理者監査 <input type="checkbox"/> その他（ ）

部 課	指摘事項	講じた措置内容
健康福祉部 地域福祉推進課	<p>1-1 休日勤務命令について 休日等に勤務を要する際は、当該休日前に命令を行うことになっているが、全ての『伺書』において、当該休日後になされていた。社会福祉法人東村山市社会福祉協議会職員就業規則に基づき適正に処理されるよう書式の変更をなされたい。</p> <p>1-2 文書管理について 社会福祉法人東村山市社会福祉協議会事務局規程では、保存の必要な文書を文書保存台帳に記載することになっているが、文書保存台帳の整備がなされていない。また、全ての起案書において、ボックス名・ファイル名記載欄に文書の保管先がなかった。規程に従い適正に処理されたい。</p>	<p>1-1 東村山市社会福祉協議会において、予め所属長が勤務命令を行い、勤務日の前日までに「休日等の勤務命令兼代休日・振替日の指定書」を提出するよう書式を変更するとともに取り扱いを改善した。（平成31年4月1日より実施）</p> <p>1-2 東村山市社会福祉協議会において、文書保存台帳の様式を設定し、管理職及び監督職が都度記載するように取り扱いを改善した。（平成31年4月1日より実施）</p>